

# 令和2年度事業報告書 (協会けんぽ2020) 【概要版】

事業期間：2020(令和2)年4月1日～2021(令和3)年3月31日



# 1. 2020年度の加入者数、事業所数、医療費等の動向 【第3章】

※( )内は前年度からの増減数または増減率

協会の加入者数や事業所数は、ここ数年大幅に増加してきましたが、2020(令和2)年度は加入者数が減少に転じました。

- **加入者数**: 4,031万2千人 (14万8千人減少)
  - 被保険者数: 2,488万8千人 (8万3千人増加)  
(うち任意継続被保険者数: 25万5千人 (2千人増加))
  - 被扶養者: 1,542万4千人 (23万2千人減少)
- **平均標準報酬月額**: 290,516円 (76円減少)
- **適用事業所数**: 239万9千事業所 (7万4千事業所増加)

## 加入者数、事業所数等の動向

(加入者数などの人数:千人、平均標準報酬月額:円、適用事業所数:千力所)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
加入者数	34,895 (0.1%)	35,122 (0.7%)	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)	39,417 (1.2%)	40,460 (2.6%)	40,312 (▲0.4%)
被保険者数	19,643 (0.3%)	19,884 (1.2%)	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)	23,769 (2.4%)	24,805 (4.4%)	24,888 (0.3%)
うち任意継続 被保険者数	354 (▲12.8%)	338 (▲4.5%)	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)	259 (▲1.1%)	253 (▲2.3%)	255 (0.8%)
被扶養者数	15,252 (▲0.1%)	15,239 (▲0.1%)	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)	15,648 (▲0.5%)	15,656 (0.1%)	15,424 (▲1.5%)
平均標準報酬月額	275,307 (▲0.3%)	275,295 (▲0.0%)	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)	288,475 (1.2%)	290,592 (0.7%)	290,516 (▲0.0%)
適用事業所数	1,621 (▲0.1%)	1,636 (0.9%)	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)	2,224 (5.3%)	2,325 (4.5%)	2,399 (3.2%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率

※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均(前年度3月～当年度2月)の数値

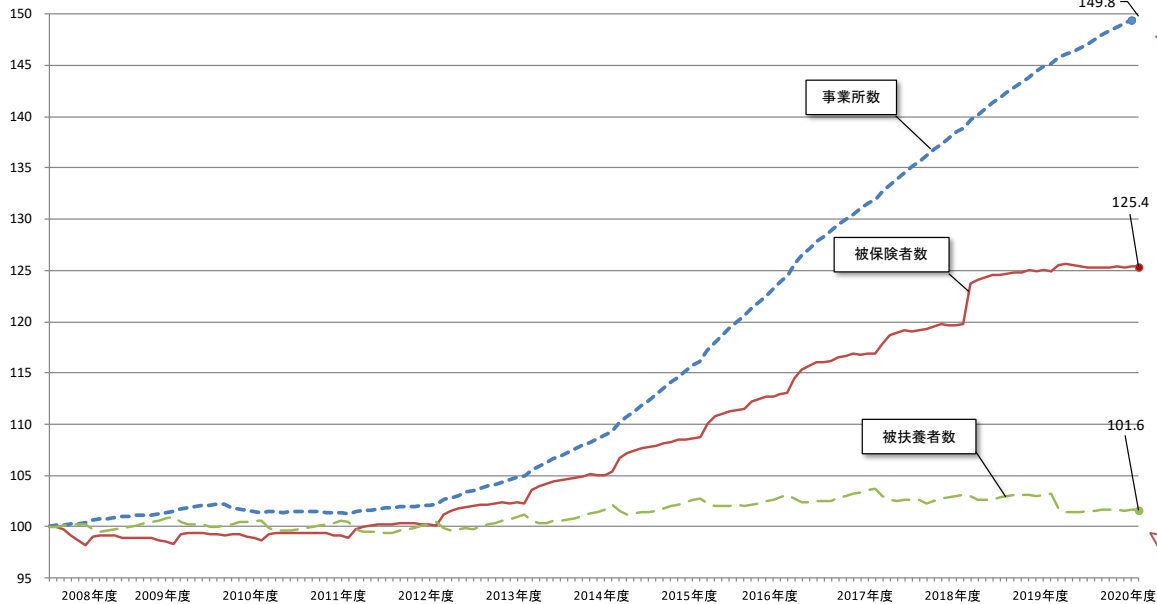
## 2020年度の月別の新規加入者数等の推移

(単位:万人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	147.0	71.9	56.2	54.3	47.3	50.8	60.3	48.2	47.8	56.7	49.5	60.5	750.4
被保険者数	108.4	42.9	33.4	33.2	28.4	31.3	37.1	29.7	29.2	34.8	30.5	37.3	476.3
被扶養者数	38.5	28.9	22.8	21.1	18.9	19.6	23.2	18.5	18.7	21.8	19.1	23.1	274.2
資格喪失者数	155.4	77.0	58.5	56.4	47.3	49.6	60.7	46.7	45.8	59.4	47.2	61.2	765.3
被保険者数	96.5	41.9	34.9	35.6	30.0	31.6	38.6	28.3	26.9	36.7	28.9	38.1	467.9
被扶養者数	59.0	35.1	23.6	20.8	17.3	18.1	22.1	18.4	18.8	22.7	18.4	23.1	297.4

## 事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

2021年3月末時点



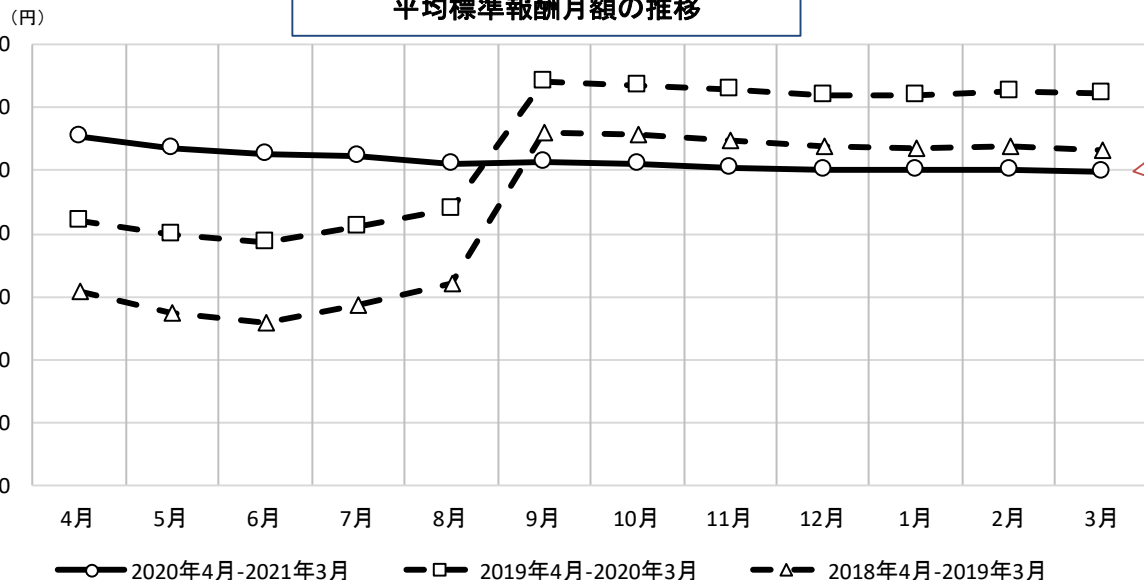
・適用事業所数は、増加傾向にあります。近年は伸びが鈍化しています。

・被保険者数の伸びは、2017(平成29)年度後半から2018(平成30)年度にかけて急激に鈍化し、2019(令和元)年4月に大規模健康保険組合が解散したことによって大幅に増加しましたが、最近再び急激に鈍化しています。

・被扶養者数の伸びは、2018年10月以降日本年金機構における被扶養者の認定事務の厳格化等によって減少に転じ、2019年度に入ってから僅かながら増加傾向にありましたが、2020年度には再び減少に転じました。

※2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値で示しています。

## 平均標準報酬月額推移



・平均標準報酬月額は、例年9月に増加するのが近年の傾向ですが、2020年度は横ばいで推移し、9月以降は前年度と比べて減少しています。

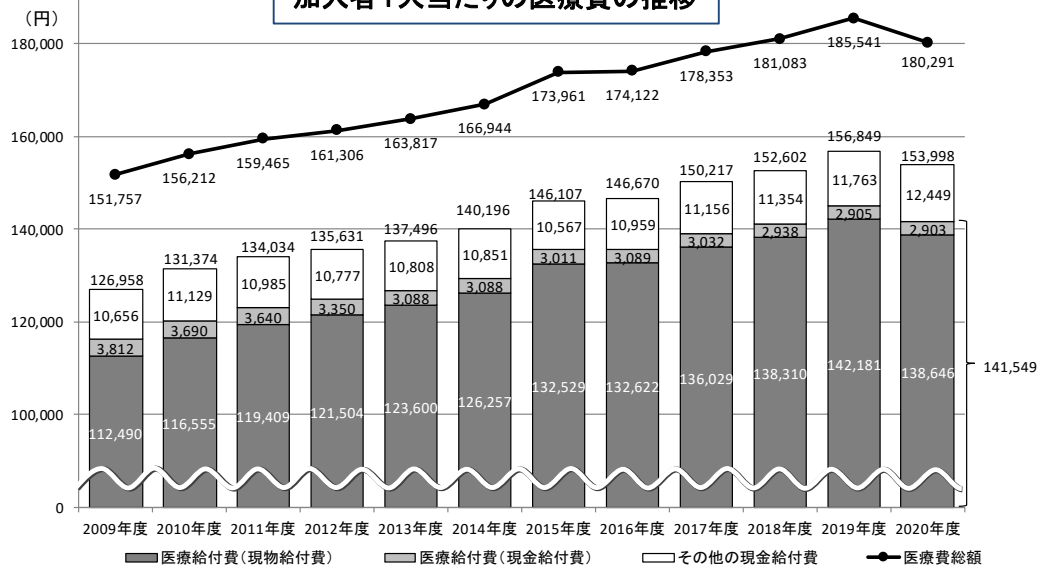
・平均標準報酬月額が前年度と比べて減少となったのは、2012(平成24)年度以来です。

※健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

# 1. 2020年度の加入者数、事業所数、医療費等の動向 【第3章】

※( )内は前年度からの増減数または増減率

### 加入者1人当たりの医療費の推移



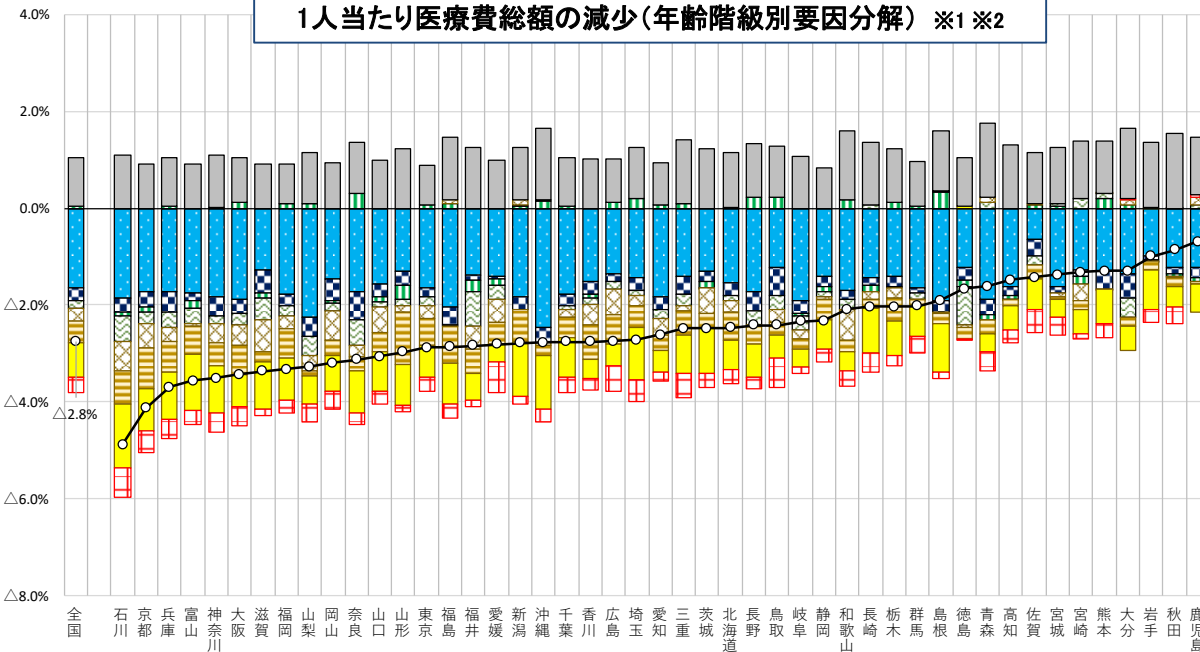
※当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均で除して算出しています。

協会の医療費総額は、2020年度に、協会発足以来はじめて減少に転じました。

- 医療費総額: **7兆2,644億円** (3.0%減少)
- 加入者1人当たりの医療費総額: **180,291円** (2.8%減少)
- 現金給付の支給総額: **6,186億円** (4.5%増加)

### 加入者1人当たり医療費総額の減少の要因分解

### 1人当たり医療費総額の減少(年齢階級別要因分解) ※1 ※2



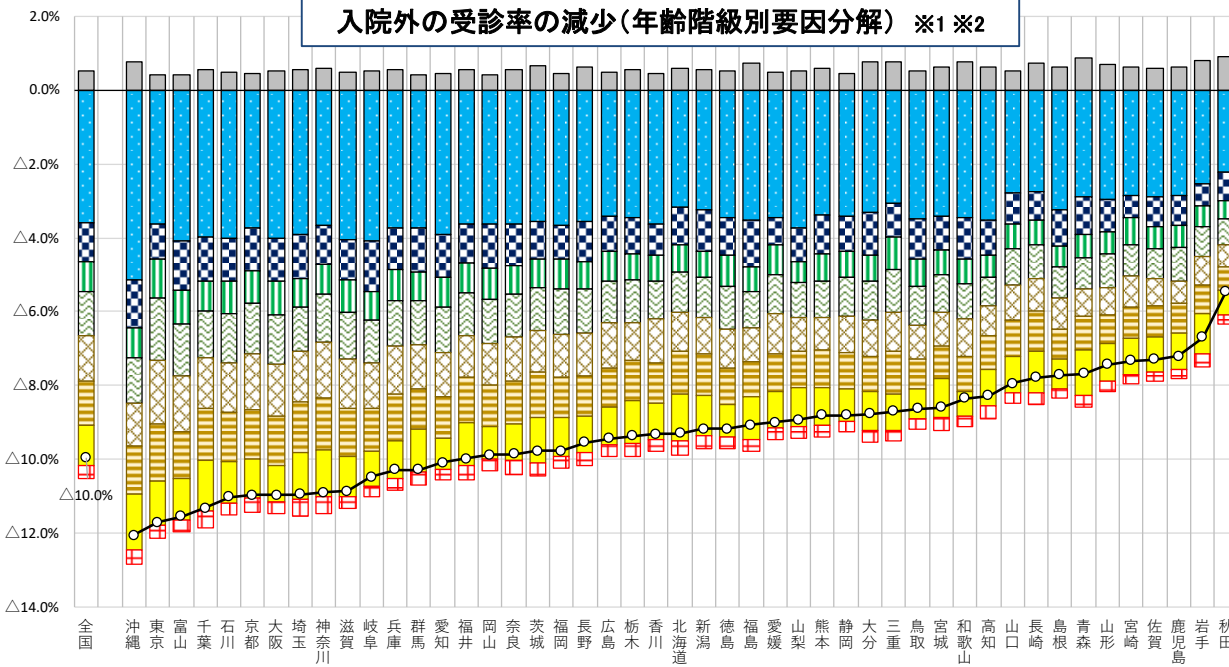
・年齢階級別に見ると、全国的に若年層(年齢階級(0-9))での減少が大きく寄与しています。

- 年齢階級(0-9)
- 年齢階級(10-19)
- 年齢階級(20-29)
- 年齢階級(30-39)
- 年齢階級(40-49)
- 年齢階級(50-59)
- 年齢階級(60-69)
- 年齢階級(70-)
- 年齢構成要因
- 総計

※1 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※2 1人当たり医療費や受診率は、「年齢別1人当たり医療費又は受診率」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

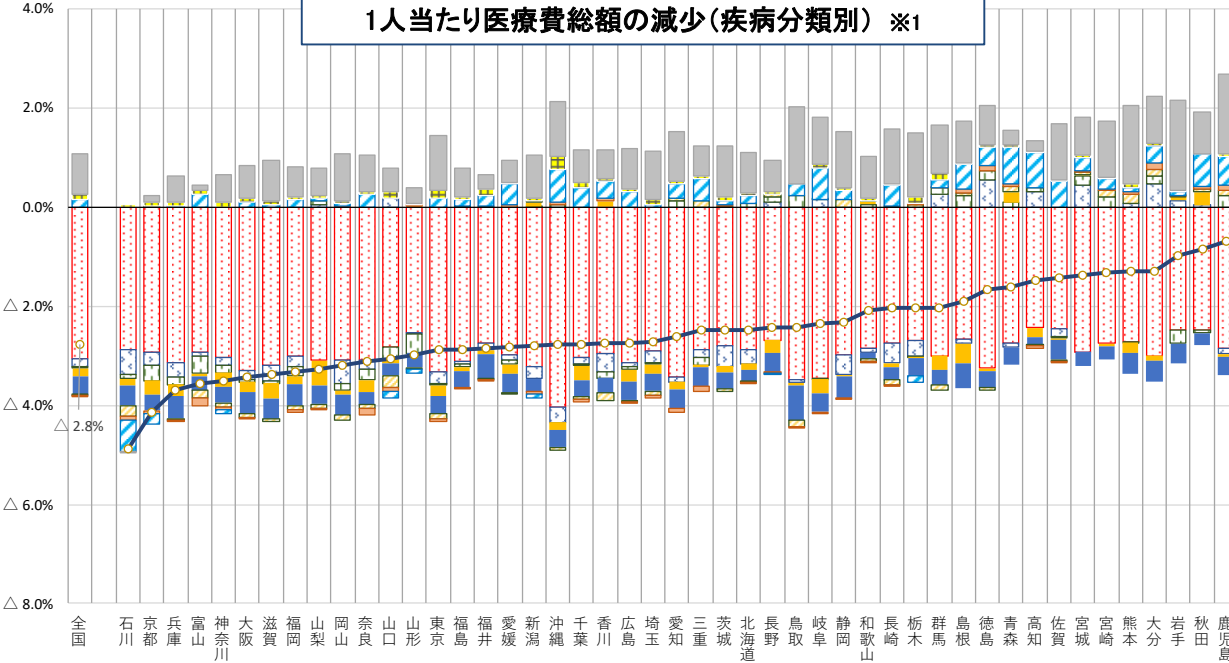
入院外の受診率の減少(年齢階級別要因分解) ※1※2



・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大都市圏やクラスターが発生した地域等において、入院外の受診率が大きく減少する傾向があります。

- 年齢階級 (0-9)
- 年齢階級 (10-19)
- 年齢階級 (20-29)
- 年齢階級 (30-39)
- 年齢階級 (40-49)
- 年齢階級 (50-59)
- 年齢階級 (60-69)
- 年齢階級 (70-)
- 年齢構成要因
- 総計

1人当たり医療費総額の減少(疾病分類別) ※1



・疾病分類別に見ると、「呼吸器系の疾患」の疾病での受診率の減少が、大きく寄与しています。

・減少の要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加入者が医療機関への受診を控えたことによる影響のほか、マスク着用や手洗い・うがい等の感染症対策の結果として「呼吸器系の疾患」の疾病に罹患しにくくなったこと等が考えられます。

- 呼吸器系の疾患
- 循環器系の疾患
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- 感染症及び寄生虫症
- 消化器系の疾患
- 眼及び付属器の疾患
- 新生物
- 特殊目的用コード
- その他の疾病
- 疾病分類計

## 2. 基盤的保険者機能の確実な実施【第4章】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。

### 2020年度 事業計画における主な重点施策

- (1) サービス水準の向上
- (2) 業務改革の推進に向けた取組
- (3) 現金給付の適正化の推進
- (4) 効果的なレセプト点検の推進
- (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- (8) 限度額適用認定証の利用促進
- (9) 被扶養者資格の再確認の徹底
- (10) オンライン資格確認の円滑な実施
- (11) 的確な財政運営

### 事業の実施状況、実績等

#### (1) サービス水準の向上（報告書 p.22）

・支部窓口での接客に関する「お客様満足度窓口調査」を毎年実施しています。2020（令和2）年度の調査結果は、「窓口サービス全体としての満足度」で98.3%と、前年度に引き続き、高い水準を維持しています。

【お客様満足度窓口調査】

指標	2019年度	2020年度
窓口サービス全体としての満足度	98.3%	98.3%
職員の応接態度に対する満足度	98.2%	98.5%
職員の対応のスピードに対する満足度	97.7%	98.1%
職員の説明のわかりやすさに対する満足度	98.2%	98.6%
訪問目的の達成度	97.5%	97.6%

・健康保険給付のサービススタンダード（申請書の受付から支払までの所要日数の目標）における達成度は99.5%であり、高い水準を維持しています。

#### (2) 業務改革の推進に向けた取組（報告書 p.25）

・現金給付等の事務処理プロセスについて、統一ルールによる標準化された事務処理方法の徹底や定型作業の効率化を図っており、その一つとして、加入者向けの再申請案内文書等の整理・統一を行い、標準化しました。

#### (3) 現金給付の適正化の推進（報告書 p.26）

・現金給付の審査に当たっては、不正受給対策の観点も明記した審査事務手順書等に則った審査を励行しています。

・また、規制改革実施計画（2020年7月17日閣議決定）を踏まえた厚生労働省関係省令等の改正を受けて、2020年12月25日から各種手続きの際に申請者等より求めていた押印を廃止しましたが、押印廃止後も引き続き、給付申請の本人確認や内容審査を徹底し、不正が疑われる事案については、証明者等への照会を実施していくなど、不正対策の徹底に努めてまいります。

#### (4) 効果的なレセプト点検の推進（報告書 p.29）

・レセプト点検員の内容点検スキルの向上を図るため、Web会議システムを活用したオンラインによる本部集合研修等を実施しました。

・コロナ禍で緊急事態宣言が発出され、レセプト点検員の出勤調整（自宅待機等）を行いました。高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先的に行うこと等により、協会による審査の査定率は、前年度とほぼ同様の0.085%となりました。



### (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 (報告書 p.35)

・全体に占める多部位かつ頻回受診の申請割合は1.12%となり、申請割合を対前年度以下とする2020年度目標を達成しました。

【柔道整復療養費の申請件数と内訳】

	2019年度		2020年度	
	件数(件)	申請割合	件数(件)	申請割合
申請件数(件)	15,692,604	-	14,254,909	-
多部位かつ頻回	175,883	1.12%	160,251	1.12%

### (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

(報告書 p.36)

・同意書により医師が施術の同意等を行ったかどうかの確認を徹底するなど審査を強化するとともに、不正の疑いがある案件について地方厚生局へ情報提供を行い、支給の適正化を図っています。

### (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 (報告書 p.37)

・資格喪失後受診による返納金債権の発生を防止するため、失効した保険証の早期回収に努めています。

【資格喪失後受診による債権の発生件数等・保険証回収件数】

	2018年度	2019年度	2020年度
資格喪失後受診による債権発生件数	155,599件	172,024件	167,273件
資格喪失後受診による債権発生金額	39億円	48億円	50億円
保険証回収件数	707万件	612万件※	690万件

※ 日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、2020年2月、3月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、2019年4月から2020年1月までの実績となっています。

・2020年度の保険証回収率(資格喪失後1カ月以内)は92.41%となり、目標(95%)を概ね達成しました。

### (8) 限度額適用認定証の利用促進 (報告書 p.40)

・加入者の医療機関等の窓口での支払額を軽減させることができる限度額適用認定証について、利用促進の取組を実施しています。  
・2020年度は、高額療養費の支給件数のうち限度額適用認定証を使用していた割合が79.6%でした。

### (9) 被扶養者資格の再確認の徹底 (報告書 p.41)

・保険給付の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認を日本年金機構と連携して実施しています。2020年度は、18歳以上(2020年3月末時点)の被扶養者に対して、10月に再確認を行いました。

【2020年度実施結果】

被扶養者資格再確認対象事業所数	1,334,462社 (提出率:91.3%)	被扶養者削減数	68,027人
-----------------	------------------------	---------	---------

### (10) オンライン資格確認の円滑な実施 (報告書 p.42)

・協会は、医療保険部会等の場で、医療機関等がマイナンバーカードを使用してオンライン資格確認を行う際の個人認証手数料の負担を保険者に求めないよう、厚生労働省に対して要望してきました。

・これを受けて、2020年末の2021(令和3)年度政府予算編成の過程で、この手数料については国が負担することと整理されました。

・この決定を踏まえ、協会では、2021年1月から、加入者・事業主へのマイナンバーカードの取得及び保険証利用に係る広報を行っています。

・また、協会独自の資格確認システムは、2021年3月に国のオンライン資格確認のプレ運用が開始されることに伴い、2021年2月19日をもって終了しました(資格確認システム認証用のUSBトークンを配布した医療機関における2020年度の利用率は53.7%)。

### (11) 的確な財政運営 (報告書 p.44)

・協会の財政運営に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が不確実で、収支の見通しについて予断を許さない状況において、今後の保険料率の水準をどのように考えるかを主な論点として、運営委員会等で議論いただき、様々な観点からの意見をいただきました。

・協会からは、運営委員会や全国の支部評議会において、中長期的な視点に立って、可能な限り長期にわたって平均保険料率が10%を超えることがないようにするという財政運営についての基本的な考え方を、できる限り丁寧に説明しました。

・2021年度の平均保険料率は、最終的には前年度と同じ10%と決定されました。今後とも、加入者の健康増進の取組を中心とした医療費の適正化を推進しつつ、安定した財政運営に努めてまいります。

### 3. 戦略的保険者機能の一層の発揮 【第4章】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン(第4期)、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

#### 2020年度 事業計画における主な重点施策

- (1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
- (2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
- (3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進
- (4)ジェネリック医薬品の使用促進

- (5)インセンティブ制度の着実な実施
- (6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開
- (7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信
- (8)調査研究の推進

#### 事業の実施状況、実績等

##### (1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 (報告書 p.65)

- ・協会と事業主との間で、事業所特有の健康課題等を共有できるようにするために、「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」を各支部において作成し、健康宣言事業所等に提供しています。
- ・2020(令和2)年度においては、事業主等における健康づくりの取組の必要性の理解につながるよう、全支部の「事業所カルテ」に共通して掲載する項目を定めたほか、各支部で「事業所カルテ」を効率的に作成できるよう、フォーマットを標準化しました。

##### (2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 (報告書 p.66)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年4月から5月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する健診や対面で実施する特定保健指導を一時中止しましたが、緊急事態宣言解除後は、感染防止対策を徹底した上で、健診および特定保健指導を再開し、加入者の受診機会の確保に努めました。
- ・加入者及び事業主の利便性向上のため、2020年度から、生活習慣病予防健診に関する協会への受診申し込みの仕組みを廃止し、健診機関への申し込みだけで受診できるようにしました。

- ・事業者健診(定期健康診断)については、同健診データの取得率向上に向け、特定健康診査と問診項目等を一致させるよう国に対して要望してきました。2020年12月に、この要望への対応が取られ、問診項目等を一致させることとする通知が国から発出されました。
- ・併せて、国の通知において、事業者健診の結果が迅速かつ確実に保険者に提供されるようにするための対応が取られました。
- ・これらの通知に基づく取扱いを事業主等に周知するため、商工3団体へ広報を依頼し、各団体のホームページ等にて周知いただいたほか、健診機関に対しては、健診団体を通じて協力依頼を行いました。
- ・また、コラボヘルスの一つとして、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただく「健康宣言事業」を積極的に推進しました(2020年度末の健康宣言事業所数:54,616事業所)。

【2020年度実施結果】

	2019年度	2020年度
生活習慣病予防健診の実施率	52.3%	51.0%
事業者健診データの取得率	7.6%	8.0%
被扶養者の特定健診の実施率	25.5%	21.3%
特定保健指導の実施率	17.7%	15.4%



### (3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

(報告書 p.96)

・加入者・事業主に対して、次年度の保険料率をお知らせするだけでなく、中長期的に楽観視できない協会の保険財政や、保険料率の上昇を抑制するために実施している取組等をお伝えするため、きめ細かな広報を実施しました。

#### [2021年度都道府県単位保険料率に係る広報]

##### 本部における対応

日本経済新聞一面広告掲載(15段) ・運営委員会田中委員長と安藤理事長の対談形式の記事を掲載
日経トプリーダーへ広告掲載(A4、2ページ) ・運営委員会田中委員長と安藤理事長の対談形式の記事を掲載
WEB/パナー広告を掲載(Yahoo!, SmartNews等)
日経電車版(東京メトロ内動画広告)に放映
医療機関待合室映像(サイネージ)に放映

##### 支部における対応

全国47都道府県において新聞広告を掲載 (各都道府県において、世帯普及率の高い地方紙に全国統一したデザインの広告記事を掲載)
都道府県が発行する広報誌や関係団体広報誌に広告記事を掲載
2月、3月発送の納入告知書へチラシ同封
ポスターを支部窓口に掲示、関係団体等へ送付

### (4) ジェネリック医薬品の使用促進 (報告書 p.102)

・2020年9月に使用割合80%以上(医科・DPC・調剤・歯科)とするという国から示された目標に向けて各種取組を推進し、概ね目標達成しました。

#### [2020年度実施結果]

	2020年9月診療分	2021年3月診療分
使用割合	79.2%	80.4%

・なお、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に対する対応として、2021(令和3)年3月にジェネリック医薬品の業界団体である日本ジェネリック製薬協会に対して、品質確保等の要望書を提出し、同協会からは、今後の対応方針について文書及び対面説明を受けました。

・協会においては、国・都道府県の動向を注視し、業界団体等の取組を確認しながら、使用促進に係る取組を継続していきます。

### (5) インセンティブ制度の着実な実施 (報告書 p.110)

・2020年度は、2019(令和元)年度実績の評価を2021年度の都道府県単位保険料率に反映させるに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響をどう考えるか等について、運営委員会や支部評議会で議論していただきました。

### (6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開 (報告書 p.115)

・2020年度のパイロット事業の実施件数は6支部で8事業となりました。  
・また、2019年度に全国展開を決定した「薬局と連携したジェネリックお見積り(静岡支部)」、「調剤薬局の問診票を活用したジェネリック使用率向上(愛知支部)」について、全国展開に向けて、薬剤師会等との調整を行いました。

#### [パイロット事業の実施件数の推移]

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
応募件数	20件	14件	23件	25件	17件	22件	22件	45件	91件	105件	107件	72件	563件
実施件数	20件	12件	11件	9件	6件	7件	7件	20件	14件	15件	12件	8件	141件

※2009年度、2010年度は支部調査研究事業を含む件数

### (7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 (報告書 p.119)

・地域の医療提供体制については、各構想区域の調整会議に参加し、全47支部で医療データ等を活用した意見発信を行っています。具体的には、2020年度末で、346ある調整会議のうち228区域(被用者保険者全体では303区域)に参加しました(参加率87.6%)。

・また、後期高齢者の窓口負担について社会保障審議会医療保険部会で発言を行う等、医療保険制度改正等に向けた積極的な意見発信を、医療や介護の各種審議会の議論の場で行っています。

### (8) 調査研究の推進 (報告書 p.129)

・医療費適正化等の施策について提言を行うため、外部有識者を活用した調査研究を2020年度に開始(4件を採択)したほか、レセプトデータ等を活用した医療費分析を実施しています。

## 4. 保険者機能を支える組織体制の強化 【第4章】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

### 2020年度 事業計画における主な重点施策

- (1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- (2)人事評価制度の適正な運用
- (3)OJTを中心とした人材育成
- (4)支部業績評価の実施
- (5)費用対効果を踏まえたコスト削減等
- (6)コンプライアンスの徹底
- (7)リスク管理
- (8)本部機能や内部統制の強化に向けた取組
- (9)システム関連の取組
- (10)ペーパーレス化の推進

### 事業の実施状況、実績等

#### (1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

(報告書 p.137)

・2020(令和2)年10月には、標準人員を踏まえるとともに新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案した本部や支部間における全国規模の人事異動(249名)及び支(本)部内の配置換え(407名)を行いました。

#### (2)人事評価制度の適正な運用 (報告書 p.137)

・協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。  
・2020年度は、グループ長補佐以上の階層別研修や新入職員の採用時研修で、人事評価制度の目的や目標設定のプロセス等について説明し、理解の深化に努めました。

#### (3)OJTを中心とした人材育成 (報告書 p.137)

・協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成(OJT)を中心とし、それを補完する集合研修・自己啓発(Off-JT)を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。

・本部で行う集合研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web会議システムを活用したオンライン形式を基本として実施しました。

【2020年度 集合研修の実施状況】

集合研修	内容	実施回数
階層別研修	・支部長研修 ・部長研修 ・グループ長研修 等	14回
業務別研修	・経理担当者研修 ・GIS実践研修 ・ステップアップ型統計分析研修 ・保健師全国研修 等	12回
テーマ別研修	・パワーハラスメント防止研修	2回

・各支部においては、①ハラスメント防止研修、②情報セキュリティ研修、③個人情報保護研修、④コンプライアンス研修、⑤メンタルヘルス研修及び⑥ビジネススキル研修の計6研修を必須研修として実施しました。また、各支部の課題に応じた独自研修を43支部において実施しました。

#### (4) 支部業績評価の実施 (報告書 p.139)

- ・2020年度の支部業績評価は、2019(令和元)年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価項目や評価方法について見直しを行いました。
- ・なお、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による業務縮小等に伴い、公平な評価が困難な評価項目が生じたことから、可能な項目のみの評価としました。

#### (5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 (報告書 p.139)

- ・一般競争入札においては、保険者機能強化アクションプラン(第4期)において、2020年度までに「一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする」という目標を設定していました。
- ・一者応札案件の減少に向け、支部に対してヒアリングやアンケートを行い、その結果、効果的との意見が多かった「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」等に取り組みました。
- ・その結果、一者応札案件の割合は15.5%となり、目標を達成しました。

[一者応札割合(2020年4月～2021年3月契約分)]

	一般競争入札 契約件数	一者応札件数 (再掲)	一者応札割合
本部	117	35	30.0%
支部計	531	65	12.3%
総計	648	100	15.5%

#### (6) コンプライアンスの徹底 (報告書 p.141)

- ・コンプライアンスの重要性について、職員の理解を深めるために、研修の実施や、コンプライアンス通信・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を実施しました。
- ・ハラスメント防止に関しては、パワーハラスメントの防止対策が法制化されたことを受け、関係規程を改正するとともに、「ハラスメント防止に関するガイドライン」及び「ハラスメント相談一次対応マニュアル」を策定し、全職員に周知しました。

#### (7) リスク管理 (報告書 p.141)

- ・2020年7月に協会本部事務室を移転したことに伴い、「初動対応マニュアル」及び「事業継続計画(BCP)」を移転先の環境に即した内容に改めるとともに、9月には災害時模擬訓練を実施し、有事に万全に対応できるよう、連絡体制の確認や事業継続計画の発動後の流れなどを確認しました。
- ・情報インシデント対応訓練等の各種訓練を行い、リスク管理体制強化に努めました。

#### (8) 本部機能や内部統制の強化に向けた取組 (報告書 p.142)

- ・協会の内部統制の在り方を整理するとともに、内部統制の強化に向け、今後取り組むべき内容を明確にした内部統制基本方針を策定(2020年10月1日施行)し、職員の理解が進むよう、その内容を周知しました。

#### (9) システム関連の取組 (報告書 p.143)

- ・協会業務が停止することのないよう、協会システムの安定稼働を第一としつつ、適切に制度改正等のシステム改修に対応しました。
- ・2023(令和5)年1月にサービスインを予定している次期システム構想は、実行計画書に基づきスケジュール通り調達等を進めました。
- ・本部の業務への導入で一定の効果があつたRPA(ロボットによる定型作業の自動化)を支部にも導入し、業務効率化を図りました。

#### (10) ペーパーレス化の推進 (報告書 p.144)

- ・2020年7月の本部移転の際に、事務室内に保存する書類量の2割削減を行いました。

## 5. その他 【第5章、第6章】

### 新型コロナウイルス感染症への対応（報告書 p.154）

・協会では加入者・事業主・関係機関の方々及び協会職員に対して、以下のような感染防止対策を講じながら、業務を遂行しました。

- ①各種申請について、対面での接触を避ける観点から、ホームページやメールマガジンにより、窓口来訪を避け、極力郵送による手続きをお願いする
- ②協会職員の関係機関等への訪問活動を控える
- ③感染防止対策を徹底した上で、集団健診や特定保健指導を実施する

・また、協会は国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者として、事業継続を維持しつつも、可能な範囲で職員の出勤削減や時差出勤を行うなど、感染拡大防止に努めました。

### 東日本大震災への対応（報告書 p.156）

・2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災への対応として、被災された加入者の費用負担の軽減等については、国の方針や財政措置等を踏まえ、2020(令和2)年度においても引き続き、必要な措置(医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除、健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付)を実施しました。

### 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の検証と次期アクションプランの策定（報告書 p.158）

・2018(平成30)年度から2020年度までの3年間の中期的な行動計画である「保険者機能強化アクションプラン(第4期)」の最終年度として、取組の実施状況やKPIの実績等を把握し、今後の課題に係る検証を行いました。

・また、その検証結果をもとに次期アクションプランを検討し、運営委員会での議論等を踏まえ「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」を策定しました。

・第5期アクションプランのコンセプトとしては、第4期アクションプランの枠組みを維持しつつ、保健事業をはじめとする戦略的保険者機能をより一層充実強化することで、協会の基本理念をこれまで以上に追及していくこととしています。

# (参考)2020年度 事業計画 KPI一覧

## KPIの達成状況

達成	6	概ね達成	5	未達成	10
----	---	------	---	-----	----

※「概ね達成」は達成度95%以上としている。

## 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	結果	達成状況	
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	99.5%	概ね達成
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする	92%	94.8%	達成
効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.362%	0.318%	未達成
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.12%	1.12%	達成
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする	95%	92.41%	概ね達成
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	54.11%	53.40%	未達成
	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	0.082%	0.087%	未達成
限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする	85%	79.6%	未達成
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする	92%	91.3%	概ね達成
オンライン資格確認の円滑な実施	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする	50%	53.7%	達成

## 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	結果	達成状況	
特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする	55.9%	51.0%	未達成
	② 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする	8.0%	8.0%	達成
	③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする	29.5%	21.3%	未達成
	(参考) 第三期特定健康診査等実施計画における特定健康診査の実施率目標(①～③の合計)	56.3%	51.1%	未達成
特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を20.6%以上とする	20.6%	15.4%	未達成
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする	12.9%	10.1%	未達成
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする	45.6%	41.0%	未達成
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする	43%	45.3%	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	80%	79.2%	概ね達成
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする	90%	87.6%	概ね達成
	② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	47支部	30支部	未達成

## 組織・運営体制関係

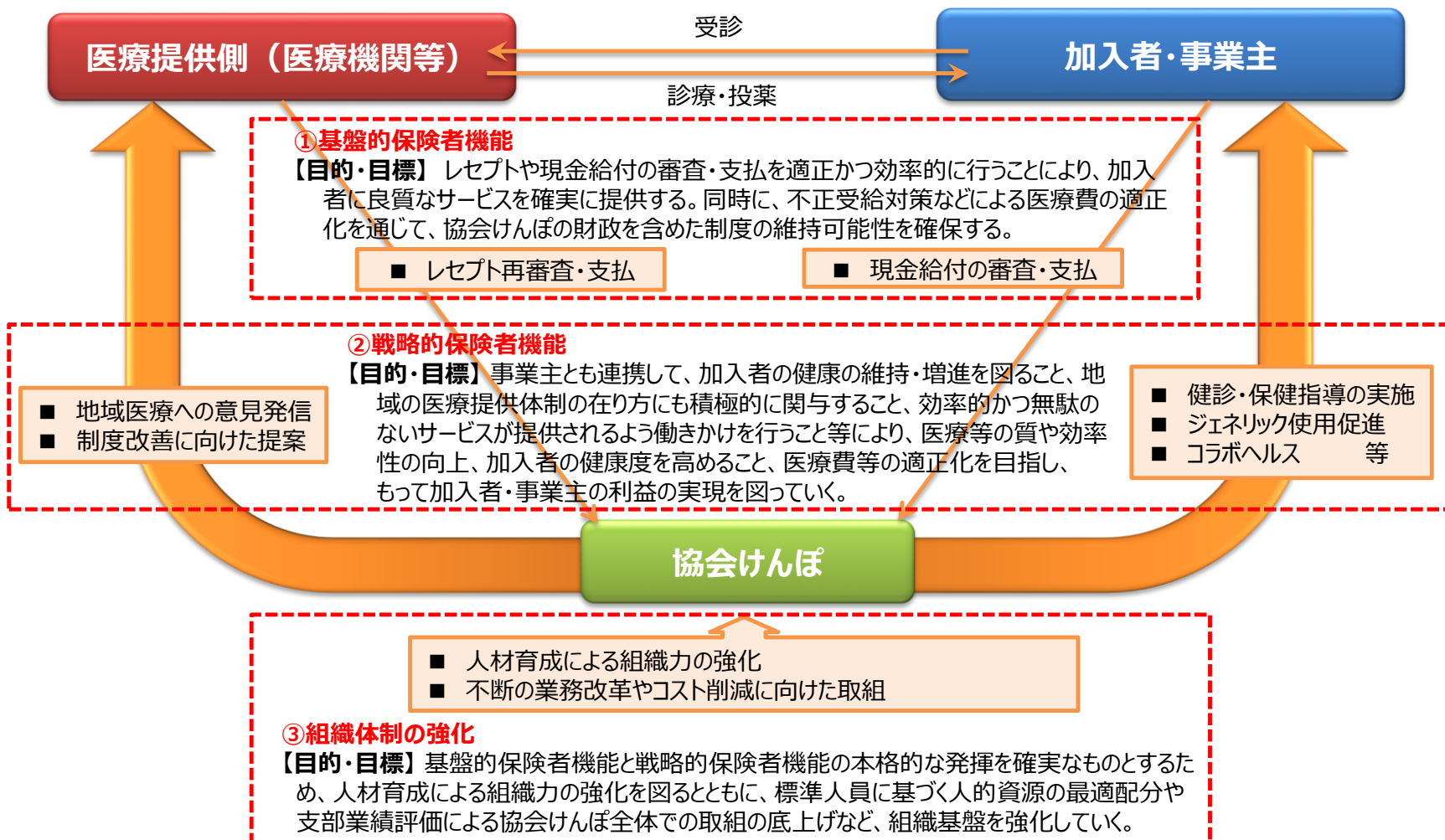
具体的施策	KPI	結果	達成状況	
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	20%	15.5%	達成



## (参考)保険者機能強化アクションプラン(第4期)の全体像

### 基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



## (参考)保険者機能強化アクションプラン(第5期)の概要

### 協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン(第5期)においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

#### 【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

#### 【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

### 第5期の事業運営の3つの柱

#### 基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

#### 戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

#### 組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

## (参考) 保険者機能強化アクションプラン(第5期)における主な取組

### (1) 基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

### (2) 戦略的保険者機能関係

#### <特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

#### <重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

#### <コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

#### <医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

#### <インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

#### <協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

### (3) 組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】